

「平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示）」等の一部改正に関する意見公募手続の結果について

令和 6 年 1 1 月 7 日
経 済 産 業 省
産業保安・安全グループ
電 力 安 全 課

経済産業省では、「平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示）」等の一部改正について、令和 6 年 9 月 1 3 日から同年 1 0 月 1 3 日まで意見公募手続を実施しました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも電力保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募 集 期 間 : 令和 6 年 9 月 1 3 日（金）～令和 6 年 1 0 月 1 3 日（日）
- ・ 告 知 方 法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・ 意見提出方法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出件数：3 件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方

別紙のとおり

4. お問合せ先

経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課

電話番号：0 3－3 5 0 1－1 7 4 2

提出意見及び提出意見に対する考え方

1 E V 充電器に係る換算係数の見直し 告示第 3 条第 2 項を新設し、設備容量 1 0 0 0 k V A 未満の専ら電気自動車等に電気を供給することを目的とする事業場の換算係数を 0. 4 点とする旨を規定 “専ら電気自動車等に電気を供給することを目的”(以下“専ら”)の範囲について。 高圧電路で受変電する設備、E V 充電器があり、ここまではいいのですが、 1. E V 充電器を照らす別付けの照明機器の電源 2. 寒冷地における駐車スペース融雪のロードヒータ電源 3. サービスコンセント 4. 駐車場管理用電源(料金システム、駐車場管理人事務所) を設置し同電源で供給した場合 E V 充電器システムの一部として“専ら”の範囲内となるのか。 これらの設備は適用しないと制定されても設置者の利便や都合で増設されてしまう可能性もある。 寛大な適用範囲や線引きを制定していただきたい。	御意見ありがとうございます。 E V 充電器及びキュービクル等のほか、E V 充電器を照らす照明器など、E V 充電器を使用するために設置される電気工作物であって、当該点検に相当程度の時間を要さないものが設置されている事業場については、専ら電気自動車等に電気を共有することを目的とする事業場として取り扱います。御意見を踏まえ、別に事例等の判断の目安を明確化することといたします。
2 講習等で必要とされる実務経験期間を短縮することで電気管理技術者もしくは保安業務従事者の増加が一定数見込めると思いますので、今回の意見公募に伴う改正点について賛成です。	御意見ありがとうございます。 御意見につきましては、今後の政策検討に当たり参考とさせていただきます。

	ただ、電気保安に従事する者は減少しつつあり、管理対象であるい自家用電気工作物は微増傾向と思われますので、講習による実務経験期間短縮だけでは手当が足りない状況と考えます。 本意見募集とは異なる内容ですが、外部委託を受ける要件である電気事業法施行規則第 52 条 2 項に「保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」とあり運用上、電気管理技術者を目指す場合は「他に職業を有しないことの説明書」を提出する必要があるサラリーマンであれば退職するという重い判断が必要となります。 昨今の ICT 技術の進化に伴う遠方監視体制の確立や所属団体のバックアップ体制構築により電気事業法施行規則第 52 条 2 項の「保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」に対する解釈を柔軟化し、兼業も可とする形にすれば新規参入者の増加が期待できるものと考えます。(持ち点 33 点ではなく 5 点などとして兼業可能な時間を持ち点化し専業者との差別化を図ることや、ICT 技術による遠方監視が可能な設備に限るなど)	
3	・ 該当箇所、意見内容 保安管理業務訓練の内容 ・ 通常の年次点検や月次点検の実施に加え、新任管理者の一番不安なトラブル発生時の対応について、1 人で確実に対応できる訓練が必要と思う ・ 2 年の実務経験と同訓練で、本当に外部委託者として保安管理業務ができるか不安に思う。 例えば、実務経験の 2～3 年に向けた 1 年間は、トラブル発生時に補助者が短時間で支援できる体制が確保されている場合に限り、同業務の実施を認めるような条件を付けるべきではないか	御意見ありがとうございます。 トラブル発生時の対応に備えた訓練として、より実践的な内容とすべく、漏電探査及び復旧作業等を含めた事故応動、事故事例の学習及び電気事故報告の方法等を含めた座学の科目を設け、さらに科目ごとに理解度を確認することを求めています。 また、本訓練の時間数は、実務経験 1 年分を代替する訓練としての位置づけを踏まえ、実務経験期間中の電気主任技術者が 1 年間に行うこととなる竣工検査・年次点検・事故応動の時間数を基礎とし、これに異音や損傷の確認等の外観点検を主とする月次点検の技能訓練の時間数を加えたものです。

訓練実施に当たっての環境準備など ・当協会で行っている「保安全管理講習」よりも、同訓練には、さまざまな実技訓練が必要と思われるが、訓練に必要な受電設備は、当協会では準備ができない。実際の講習開催は、誰がどの設備を用いて（借用して）行うのか、実施に向け環境準備（整備）が必要と思う ・現在、5日間で行っている「保安全管理講習（受講料：約10万円）」と比較し、かなり長い期間で「保安全管理業務訓練」を行う必要があると思うが、仮に2～3週間とした場合、同期間拘束される講師役の確保や受講者は約2～3倍の受講料（20～30万円）を支払えるのか。国の費用補助や費用借用制度も考える必要があると思う ・理由 ・当協会で行っている「保安全管理講習」実施の経験や当協会会員の実務経験などからの意見	(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/015_01_00.pdf p4) さらに、個別の訓練の内容については、経済産業省において関係法令に則って設計された、実務経験1年分を代替するに十分な内容であることを確認いたします。 なお、様々な訓練設備の準備等が必要である中においても、より多くの組織が保安全管理業務訓練を開催することができるよう、借用した設備による訓練の実施や、複数組織による訓練の共同開催を認めることといたします。国の費用補助や費用借用制度につきましては、受講料を含む訓練の開催状況を踏まえつつ、今後の政策検討において御意見を参考にさせていただきます。
--	--